

2020 年 情勢報告会 2020 年 12 月 9 日 於神商連会館

学術会議任命拒否問題

山根徹也（横浜市立大学国際教養学部・教授・西洋史）

（メール：yamane@yokohama-cu.ac.jp）

はじめに

2020 年 10 月 1 日、明らかに：

日本学術会議の委員候補 105 名のうち 6 名についてのみ 菅首相が任命拒否

その不法性／基本的人権存立への脅威

戦争国家づくりへの一歩

学者のとりくみ／神奈川県下の学者有志のとりくみ

1. 任命拒否の不法性

- ・日本学術会議の役割：学問・教育への数多くの重要提言 例：

防衛省研究費

「提言 「歴史総合」に期待されるもの」（2016 年 5 月 16 日）

- ・同会議の独立と自治

独立性の重要さ ← 憲法上の学問の自由の保障（大学自治保障と同じ）

内閣の任命は形式的にのみ。

（資料 1）日本国憲法

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

（資料 2）日本学術会議法

（前文）

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第2条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第3条 日本学術会議は、**独立して**左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第7条 2 会員は、第十七条の規定による**推薦に基づいて**、内閣総理大臣が任命する。

第17条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

(資料2a) 日本学術会議「提言 「歴史総合」に期待されるもの」(2016年5月16日)

[・・・] とくに近現代には、日本によってアジア太平洋地域への侵略戦争や植民地化政策が展開 されたため、日本が侵略した地域や植民地化した地域の歴史にも目を配り、関連する問題 を広く認識することが重要になっている。[・・・]

(資料3) ワイマール憲法 (1919年)

第142条 芸術、学問とその教授は自由である。国家はそれらを保護し、それらの促進に関与する。

(資料3a) ドイツ、1933年2月28日大統領緊急令 ヒトラー独裁の始まり

第1条 ドイツ憲法第114条、第115条、第117条、第118条、第123条、第124条及び第153条は、当分のあいだ停止される。それゆえ、人身の自由、出版の自由を含む自由な意見表明の権利、結社及び集会の権利の制限と、信書、郵便、電信、電話の秘密への介入、家宅搜索と押収の指示、及び財産権の制限は、この大統領令以外においてそれについて定められている法的限界を超えて行うことができる。

2. 「総合的、俯瞰的」?

・首相の任命拒否の理由

・いずれにせよ不法

ほんとうに理由なし(なんとなく) ⇒ 無責任の極み・専制的

官房副長官杉田氏が決めた ⇒ 法的任務を放棄、巨大な権限を特定官僚に配分＝法治原則破壊
秘密警察的な思想統制の可能性

おそらく 委員候補の安保法制、共謀罪などへの反対が理由

日本学術会議の防衛省研究費に関する声明「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017年) など
その独立性、批判性が標的

・基本的人権を蹂躪／戦争することができる国家づくりの一環

・この方向で進めばファシズム的体制(例：滝川事件、ナチス独裁の開始時)

3. 全国の学者の立ち上がり・市民の立ち上がり

- ・「安全保障関連法に反対する学者の会」の声明（10月14日）
- ・鈴木淳・古川隆久両教授呼びかけの声明「菅首相に日本学術会議会員任命拒否の撤回を求めます！」
賛同約14万4千名
- ・各学会
人文社会科学系310学会共同声明（12・2）
自然科学系95団体・日本医学会連合（136団体）
- ・学者有志（大学単位、県単位など）、大学教職員組合（全大教）
- ・労組、日弁連、日本ペンクラブ、市民団体など数多く

4. 神奈川大学人有志の声明とりくみ

- ・学者有志の動きの一つ 神奈川県大学人・研究者有志193名（10月23日現在、その後追加）
- ・任命拒否発覚後 10月3日から声明文起草
呼びかけ人へのお誘いと文章検討依頼
呼びかけ人（敬称略） 各大学、分野多様、政治的スタンスも多様 15日ごろまでに確定：
青井未帆（学習院大学教授、憲法学）/阿部浩己（明治学院大学教授、国際法）/池内了（総合研究大学院大学名誉教授、宇宙物理学）/梅崎透（フェリス女学院大学、アメリカ史）/小野塚知二（東京大学教授、西洋経済史）/加藤千香子（横浜国立大学教授、日本史）/金子文夫（横浜市立大学名誉教授、東アジア経済史）/久保新一（関東学院大学名誉教授、経済学）/小金澤鋼一（東海大学教授、工学）/後藤仁敏（鶴見大学名誉教授・解剖学・古生物学）/小林節（慶應大学名誉教授、憲法学）/小森田秋夫（神奈川大学教授、比較法学）/清水雅彦（日本体育大学教授、憲法学）/杉田敦（法政大学教授、政治学）◎/高原孝生（明治学院大学教授、国際政治学）/常岡せつ子（フェリス女学院大学名誉教授、憲法学）/東郷佳朗（神奈川大学准教授、法社会学）/中西新太郎（横浜市立大学名誉教授、社会哲学）/永山茂樹（東海大学教授、憲法学）/萩原伸次郎（横浜国立大学名誉教授、経済学）/林博史（関東学院大学教授、東アジア関係論）/諸橋泰樹（フェリス女学院大学教授、社会学）/山根徹也（横浜市立大学教授、西洋史）/山本泰生（横浜国立大学教授、ドイツ思想）
◎：日本学術会議「日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会」委員長
- ・賛同・発表
10月15日から10月22日にかけて学者賛同第一次集約 193名（現在200名以上）
10月23日記者会見（神奈川新聞、東京新聞、赤旗に記事）
首相地元での批判に意義
- ・ネットワーク
連続講演会「神奈川憲法アカデミア」の取り組み（2007年～）
県内学者共同声明運動の蓄積（教育基本法改悪に対して2006年～安保法制2015、共謀罪2017）
各大学でのネットワーク（九条の会などの運動の伝統、安保法制反対を機に成長）

各学者の市民運動・政治運動などのネットワーク

声明文内容 最小限にし、さまざまな立場から学者が早く賛同しやすく

・市民（ここでは学者ではない人たち）から山根に賛同連絡多数（ありがとうございます！）

・課題

大学としての組織の動きあまりなし 例外：法政大総長田中優子氏声明

各教授会の声明の動きも少

連絡手段が限定／気心が知れないと声をかけづらい／気が付かない

コロナ禍で相互接触限定

積極的に動く人がいないと伝わらない

表に出たくない教員（圧力／こわい／「中立性」観念）、関心が無い教員、わからないなど

多数の無反応、ためらい

大学教員が動けば若者に伝わるのでは？ ← 意外と難しい（中立性、無関心、動かない大学）

・それでも良い始まり

さらなるネットワークづくり／討論／思考と行動様式の形成／市民との連帯

（資料4）神奈川県大学人・研究者有志共同声明「日本学術会議会員として推薦された学者の任命を拒否する措置の撤回を求めます」2020年10月23日発表

本年10月1日、菅内閣総理大臣が、日本学術会議から同会の新しい会員として推薦された学者・研究者のうち6名について任命を拒否したことが、明らかになりました。任命を拒否された会員は、宇野重規（政治思想史）、岡田正則（行政法）、小沢隆一（憲法学）、加藤陽子（日本近現代史）、松宮孝明（刑事法）、芦名定道（キリスト教学）の6氏です。6氏は、いずれも各分野で重要な業績をあげておられ、学際的にも指導的な学者・研究者のかたがたです。

日本学術会議は、国の科学行政への提言など幅広く科学・学問について重要な活動を行う機関で、学問・研究の自由を保障するために、この機関には最大限の自主性と自律性・独立性が保障されてきました。このことを前提に、同会議に関する法律の改正に際し、国会答弁において政府は、会員の菅内閣総理大臣による任命は形式的なものであり同会議が推薦した者をそのまま会員として任命すると表明しています（1983年11月24日、参議院文教委員会における丹羽平助総理府総務長官答弁）。これは学問・研究の自由を保障するために必要な制度的枠組みであり、上記答弁の枠を超えて政府が同会議の人事に介入することになれば、学問・研究の根幹が大きく侵害されることになります。

しかしながら、この度、菅内閣総理大臣は被推薦人のうち6名について理由を明らかにしないまま任命を拒否しました。このようなことはあってはならないことであります。

現在のところ、その理由を菅内閣総理大臣は明らかにしていません。しかし、この6名はいずれも、これまでに政府・与党が重視する法案について反対意見を表明しておられます。そうしたことを理由に、任命を拒否したのであれば、政治の学問・研究への直接的な介入であり、我が国の学問・研究の自由を脅かし、かつ、社会全体における自由な言論を委縮させることにもつながり、決して許されるものではありません。

学問・研究は、現在と将来の社会に対して直接に責任を負うものであり、政治にかかわる問題であれ、かか

わらない問題であれ、あらゆる問題について自由に検討し、多様な意見を闘わせながら真理を探究する使命を帯びており、そうした研究の成果こそが広く人類社会に貢献するものであることを確信しております。

神奈川県下に在住、または県下の大学等教育・研究機関で学問・研究に当たっているわたしたちは、菅内閣総理大臣に対し、上記学術議会員候補者の任命拒否を撤回し、当該6名全員の任命を求めるとともに、広く県民のみなさまにこの声明への賛同を訴えます。

2020年10月23日

神奈川県大学人・研究者有志

(以下、呼びかけ人・賛同人氏名)